

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	外国語教育（英語）を考える：逆説的アプローチ
Author(s)	片柳, 寛
Citation	ニダバ, 11 : 59 - 60
Issue Date	1982-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047138
Right	
Relation	



外国語教育(英語)を考える ——逆説的アプローチ——

片柳 寛

行政的には「外国語科」も「望ましい人間形成」という教育目的を分担する一科目であり、その実施については二層の目標が示され具体的に「指導要領」が定められ、記録上同年令人口の大多数が「外国語(英語)」の卒業生となる。

「指導要領」は「総括目標」として一見単純・明快に「外国語を理解し表現する能力を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎をつちかう¹⁾」といい、この3つのメリットを目標に学習せしめよという。だが日本語人が学習により外国語を理解し、それによって物ごとを表現出来るようになるとはどういう人間的な事象であるのか、それによって母語を含む言語一般についてどのような認識に到達させよというのか、外国語の学習そのものが最も基礎的な国際理解ではないのか。外国語が人間にとって何であり、それを自からに課すということが人間の形成にとってどういうことであるのか等々、根源的な問題が回避されてはいないか。この軸をはずして、周辺的な項目を「具体目標」以下で枚挙するので、現場では他の学科目と同様、技能・知識の詰込みにならざるを得ない。

我国の外国語教育に関する論争²⁾は教養か実用か、遍在か局在か、拜外か排外か、正則か変則か等々の二極論の間で各時代の内外事情に応じて繰返されて来ている。今日とても同様、各種の矛盾・不満が表明され、各種提言・試行にも際限がない。確かに目に余るカタカナ趣味の氾濫と、尊大な大国意識の横行という分極現象が顕著であり、外国語教育の事実上の不毛を露呈している。この点、先進大国である米国ではその文化的な自閉情況が深刻な外国語教育の沈下³⁾をもたらし、政治問題にすらなっていることを我々の先鞭として知っておくべきであろう。先年西ドイツ政府は自国の外国語教育政策樹立のために各国の識者を集め⁴⁾て諮問し、「外国語教育憲法24ヶ条」なるものを採択せしめたという。言語相対世界ともいえるヨーロッパでは外国語もコミュニケーションのために付加的・選択的な技能・手段と考えるといわれるが、ここには言語という人間的な事象から外国語教育を考えた主張が結実している。曰く、外国語に対する客観的需要、主観的な欲求の是認、各国の文化・言語の平等、外国語教育学の必要、4技能の画一的要求の拒否、特定語偏重の排除、相手国への関心重視、等々、少くとも「外国語教育は明確な他者体験の場たる」べきことを宣言している。

ひるがえって我国の教育行政があえて「望ましい人間形成のため」と銘うって行う外国語教育の根の浅

さを感じないわけにはゆかない。教育努力の不充分さ、その成果の不満足さを問うのではなく、一つの認識の不在を問わざるを得ない。国内的には最善といえる「指導要領」ではあっても、現実には外国語科は入試学科目・一般教育科目として空洞化した虚学であるという人間の事実を無視出来ない。おちこぼれた絶対多数の外国語不適應ないし未完人口が外国語風俗に溺れ、限られた技能家が特権を誇示・専用するのであれば「消極的な外国語教育有害論」の方にむしろ理があろう。

現在の体制を温存しつつ多少の改正・改善を行なうとしていくつかの提案を試みて来たが、どうしても逆説的なものにならざるを得ない。一人の応用言語学実践の場にあるもの⁵⁾として以上愚見を述べさせていただいた。

- 1) 総括目標(第2章, 第7節, 第1款), 「外国語科の目標」, 文部省, 昭和45年
- 2) たとえば藤村作, 「英語科処分の急務」『国語問題と英語科問題』白水社, 昭和5年
- 3) 「外国語に弱い米国民」(U.S.News & World Report 誌による。) 『読売新聞』昭和56年5月11日
- 4) 辻 理, 「外国語教育憲法24ヶ条」『学鏡』vol. 77, no. 9, 岩波書店, 昭和50年9月
- 5) 片柳 寛「外国語言語学への提言」『ニダバ』no. 1, 西日本言語学会 昭和47年3月
同編著「外国語教育の原点」溪水社, 昭和54年4月